平成２６年（フ）第４２１号
堺市東区野尻町379番地12
債務者　白澤　克美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４６号
大阪府松原市天美東９丁目11番28号
債務者　上地　　正
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
大阪府羽曳野市蔵之内244番地
債務者　田淵　美栄
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８号
北海道士別市東６条北４丁目100番地１　つくも団地
債務者　森　　弘美（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第９号
北海道士別市東３条北４丁目17番地
債務者　星　　宣子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第１７９号
盛岡市湯沢７地割21番地
債務者　相澤　陽子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８３号
群馬県館林市坂下町3061番地の９
債務者　森永美那子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２５９号
神奈川県小田原市堀之内４番地の１　ハイツアザミリア202
債務者　羽鳥　茂巳
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３７号
新潟県上越市本町２丁目２番27―301号　ライオンズマンション高田301号
債務者　小林　昭二
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４５号
新潟県妙高市中川３番20号Ｒコート市川301号室
債務者　安達喜代子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４７号
新潟県上越市東本町２丁目１番６号　若草荘Ｃ棟３号
債務者　高波　勝彦
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４８号
新潟県上越市昭和町２丁目18番９号第２コーポ桜ケ丘201号
債務者　佐藤　里美
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４９号
新潟県上越市三和区番町1707番地子
債務者　渡邉千恵子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１１７号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目29番31号　アクール106号
債務者　坂井久美子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１０４７号
横浜市金沢区町屋町32番７号　メゾン町屋102
債務者　清野　匡志
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６８号
横浜市西区岡野２丁目13番24―302号
債務者　小山　文敏
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９９号
神奈川県大和市南林間７丁目24番10号
債務者　波田野明宏
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部